

方 針

最近の経済報告などでは、「企業収益の改善や設備投資の増加を背景に緩やかな回復を続けており、引き続き底堅く推移していくものと見込まれる」としている。

また、国内総生産（GDP）速報値を織り込んだ予測では、平成17・18年度の実質成長率は、緩やかな回復基調を維持する見通しとしている。

一方、急速な少子高齢化の影響もあり、18年度をピークに総人口は減少に転じ、消費者にとっても年金保険料の増加や、定率減税の減額など、公的負担の増加も決まっていることから、実質的な所得や消費の大きな伸びは期待できない状況となっている。

このような経済情勢の影響を受け、公営競技を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、平成16年度の売上は、総額5兆3,012億余円で、対前年度比94.3%で、各競技とも減少となっている。

競輪においても平成3年度をピークとして売上は減少し、平成16年度売上は、9,150億9,596万円で対前年度比93.1%と、施行者の懸命な努力にもかかわらず依然として厳しい状況が続いている。

売上内容を見ると、記念競輪は場間場外の増加等により対前年度比106.8%と引き続き売上を伸ばしているものの、特別競輪（GP、G、G）は91.5%、普通競輪（F、F）では85.6%となっており、競輪界を取り巻く状況は予断を許さない危機的状況となっている。

この様な中で本会の財源は、施行者の売上の一部であるとの原点に立ち返り、事業の執行に努めることとする。

経常的事業については、「費用対効果」を常に念頭に置き、より効果的な執行により、経費の節減を徹底することとする。

更に、本会の役割と存在意義が競輪事業の円滑な実施と、地方財政への寄与であることを重く受け止め、競輪事業の振興、活性化のため積極的に諸制度を見直し、収益の増進策を検討することはもとより、経営改善に結びつく事業に重点を置いて、取り組むこととする。

特に、新規ファンの獲得や来場促進に努めるための広報強化・支援等を積極的に展開するとともに、各種調査・連絡情報交換及び、特別競輪等の臨時場外開設における契約事務の簡素化にも、IT時代に対応したインターネットを活用することとする。

本年度の主要事業は、次のとおりである。

- 1 施行者との迅速かつ緊密な連絡調整
- 2 適正な交付金、交付率改定に向けた検討
- 3 競輪運営における諸制度の検討
- 4 競輪事業振興のための企画及び改善並びに調査分析
- 5 特別競輪等及び番組関連制度の検討

企 画 広 報 部

本年度は、競輪事業再建のため、競輪諸制度の見直し、施行者収益の増進、経営改善を図る諸施策等の検討を行うほか、競輪事業の振興・活性化のための諸施策、広報活動を展開する。特に、車券売上、施行者収支の推移を見つつ、日本自転車振興会1・2号交付金の改正動向を注視し、施行者の競輪事業の運営に資する方向で更なる国への働きかけ等の諸施策を推進する。

競輪諸制度については、番組制度・特別競輪等の見直し、選手賞金制度・競技制度・共済制度の見直し、自転車競技会、場間場外の委託方式の検討、競輪開催の弾力化に向けた対応の検討等を行い、その検討、見直しをふまえて関係団体と協議、調整を行い、その改善、推進に努める。

競輪事業の活性化、振興のため、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体を効率的、効果的に活用して、特別競輪を始めとする競輪がより楽しく、買やすくなったことなどを積極的にPRする。また、新規ファンの獲得のため、競輪未体験者や初心者の来場促進策を講じるとともに既存ファンの定着を図る広報、PRを行う。

その他、競輪及び各種公営競技に関する調査並びに統計資料の収集及び作成を行い、随時、定期的に施行者に提供し、競輪運営上の参考に資する。

これら事業の推進にあたっては、競輪運営研究委員会、選手制度検討委員会及び広報委員会等を中心に対応を協議、検討し、その成果を関係団体との諸会議に反映させる。

企画関係について

- 1 競輪事業運営にかかる諸問題について

自転車競技会との委託のあり方、場間場外における契約方法、開催の弾力化等競輪事業運営上の諸問題についての検討を行う。

2 施行者団体等との連絡調整について

全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、府県施行者会議、小規模競輪場施行者連絡協議会と緊密な連絡調整を行い、競輪事業運営上の諸問題の解決、改善に努める。

3 競輪事業振興にかかる諸施策について

競輪事業振興に資する諸政策の検討を行う。

全体的な競輪事業運営の見直しを行い、競輪事業運営の合理化、改善に努める。

4 特別競輪等の改善について

特別競輪等の番組の見直し、改善の検討を行うとともに、その運営方法、場間場外発売等の検討を行い、売上、施行者収益の増進を図る。

5 賞金制度について

賞金制度について施行者の賞金負担を軽減する見地から、賞金額の協議を選手会を行うとともに、優勝劣敗等の賞金体系・制度について、関係団体と検討を行う。

6 競技制度について

競技・番組制度、選手の出場契約約款、あっせん等諸制度の運用状況を精査し、合理的な制度の見直し、改善を図る。また、国際競輪等各種レースの実施方法等の検討を行い、その改善に努める。

7 共済制度について

選手の共済制度の抜本的な見直しを行い、施行者負担の軽減を行う方向で、選手共済会に対する助成のあり方を検討する。

8 競輪の国際化について

国際競輪、日韓エキジビジョンレースを実施し、競輪の国際化・普及を図る。また、日韓競輪交流セミナーを実施して、日韓両国の親善、交流を深めるとともに、両国の競輪事業の更なる発展に努める。

9 日本自転車振興会1号・2号交付金について

自転車競技法第10条第1項に定める日本自転車振興会1号・2号交付金の更なる改定に向けて、国・経済産業省との連絡調整を行うとともに、要望活動を強化、その改定推進に努める。

10 競輪場ネットワークシステムの運用について

全国47競輪場を専用インターネット網で結び、本会各部からの各種調査、集計等がコンピュータ上で迅速・簡易に行える『競輪場ネットワークシステム』を基にして、車券売上高報告書等のデータを作成する。また、ネットワークシステムを基盤とした、場間場外契約システムの構築、ダウンロードによる各種売上・統計資料等の閲覧等を検討する。

広報関係について

1 特別競輪等の広報宣伝について

全国の競輪ファンを対象としたGP、G、Gのテレビによる開催告知及び実況中継、新聞による広報宣伝、イベント開催などの広報宣伝を関係団体、関係施行者と連携・共同するなど一元化し、効率的に実施する。

2 スポ - ツ紙等の競輪紙面拡充について

(1) GP、G、G、G開催時に共同通信社を通じて決勝展望、結果等の記事配信を行い、スポ - ツ紙及び地方紙の競輪紙面拡充を図る。

(2) Gの全開催(全レース)の出走表を全国の主要スポーツ紙に掲載し、売上拡充を図る。

3 競輪事業活性化のPR及び支援について

(1) 競輪のスポ - ツ性、ダイナミック性、娯楽性等を広くPRし、競輪の活性化を図るとともに、競輪の公益性への認知度向上を図る。

(2) 新規ファン獲得の施策として、競輪未体験者を対象とした初心者教室等を実施し、ファン拡大に努める。

(3) 競輪場内外でのイベント開催等来場促進策の推進を図る。

(4) 競輪事業活性化に資する広報宣伝事業を支援し、競輪の活性化を図る。

4 機関紙等による広報宣伝について

月報及び季刊誌「PR+S」を発行し、競輪事業の広報に努める。

調査関係について

1 統計資料について

競輪及び各公営競技の売上高、入場者数等の統計資料を作成する。

2 施行者収支決算等について

競輪に関する施行者収支決算、収益の使途状況及び収益の均てん化等の調査を行う。

3 各種調査について

ファンの志向の把握に努めるため各種調査を行うとともに、競輪事業の運営等に供するための各種資料の収集及び調査を実施する。

4 関係法令等について

競輪関係諸法令等の調査研究を行う。

業 務 部

本年度は、昨年に引き続き記念競輪（G ）の開催日程の調整をはじめ、F 開催削減をはじめとした制度改正に併せて開催日程の見直しを行う。

競輪情報システムの再構築による安定的な運用および経費の削減、民間所有専用場外車券売場のあり方、インターネット・電話投票の推進と円滑な運営について検討を行う。

また、労務関係では、臨時従事員の処遇問題、労務管理上の諸制度等の検討を行うとともに、顧客サービスの向上を図る施策を実施する。

これらの事業の推進にあたっては、開催等日程調整委員会、情報システム等整備委員会、労務対策委員会で対応を協議し、諸会議に反映させる。

事業関係について

1 記念競輪（G ）の日程調整

施行者の主たる収益源となっている記念競輪（G ）の日程調整にあたっては、特別競輪等の実施日程が記念競輪に与える影響が大きいことから、関係団体に強く線引きについて要請するとともに、昨年より開催等日程調整委員会で月別の調整について協議を実施したが、問題点等も指摘されたため、再度委員会で協議し、施行者との調整に努める。

2 競輪開催日程の全国調整について

特別競輪等並に記念競輪においても場間場外車券売場の設置が全国的に波及しているため、月別、週別の限度節数を消化するのも厳しい状況の中、全国的な開催日程の調

整に努める。併せてナイター競輪、国際競輪レース、ルーキーチャンピオンレース、及びレインボーカップセカンドステージ、ファイナルステージの実施場及び実施日程の調整を行う。

3 場間場外車券売場等の調整について

場間場外車券売場設置に伴う場外経費の削減等、事務の簡素化を含めた、契約の見直しを進めるとともに、場間場外車券売場の設置に係る連絡調整を行う。

情報施設関係について

1 専用場外車券売場設置のあり方の検討について

専用場外車券売場の設置及び管理・運営方法等のあり方、また、委託問題等について平成 17 年度に設立した民間所有専用場外車券売場管理施行者協議会（民施協）を中心に検討を行う。

2 競輪情報システムについて

（財）車両情報センターとの連携並びに関係団体との協力により、各種の情報処理全般について、円滑な運営を図るとともに、ファンに対する各種競輪情報提供の充実、競輪情報処理システムの安全確保に努める。

また、電話投票関連システム上の諸問題について、施行者、サイクルテレホン事務センター及び関係団体と協議する等により、電話投票の円滑な運営、推進に努める。

電話投票の拡充策として、加入手続き期間の簡素化と競輪ネットバンクサービスの拡充やインターネットを活用した新規ファンの獲得に努めるほか、売上促進のためインターネット投票環境の充実等に努める。

なお、本システム全般について、関係団体と協議を行い、システムの再構築を進める。

3 競輪場施設整備と有効活用策の推進について

競輪場の移転、全面改修等の大規模な施設整備（計画）をはじめ、各種施設整備の情報把握に努め、その情報を施行者に効果的に周知すること等により、競輪場施設改善の推進を図る。併せて、場間場外車券売場開設時における有効かつ合理的な施設活用のための方策、ファンに対する快適な環境、空間づくりの情報収集、提供を行い、これを推進する。

4 民間所有競輪場対策について

民間所有競輪場施行者に共通する賃貸借契約や利用率をはじめとする諸課題等に

ついて協議し、民間所有競輪場の円滑な運営が図れるよう努める。また、民間所有競輪場に係わる情報等の収集に努め、施行者間の情報交換並びに連携が円滑に行われるよう努める。

5 経営改善等の調査・研究について

平成 11 年度から実施している競輪運営コスト調査を引き続き行い、経年変化等の調査分析を行うことにより施行者の競輪事業コスト軽減、経営安定策等を検討する。

また、開催経費削減を目的に、情報機器のコストダウンの方策等を検討する。

労務関係について

1 賃金、一時金等の対応について

労務対策委員会において、賃金、一時金等に係る取り扱いを協議し、必要に応じて、各地区労務対策会議及び特定場で構成する労務対策会議等を開催して、具体的な対応を検討する。

また、同種競技団体とも連携調整を密にし、団体交渉時においては、施行者と緊密な連携を図り、遺漏のないようにする。

2 諸制度等の検討について

臨時従事員の社会保険関係等に係る諸制度について検討する。

また、臨時従事員の場外雇用に係る労務管理上の諸問題について検討する。

3 労務管理研修会の実施について

労務担当者の労務問題への対応が的確に行われるよう、労務管理研修会を実施する。

4 接客サービス研修の実施について

接客サービスの向上を図ること等を目的として、職員並びに臨時従事員の研修を実施する。

5 労務対策円滑化の推進について

労務対策の円滑な推進を図るため、関係省庁の指導のもと、施行者をはじめ同種競技団体等と連絡調整を行い、諸問題の解決にあたる。

6 労働情報等の収集について

関係省庁等からの労働情報収集、労務関係資料の整備等を行い、各施行者へ迅速に提供していく。

また、臨時従事員実態調査等を適宜実施し、これを集計、分析し、施行者の参考に供

する。

保安室関係

最近の暴力団の動きを見ると、指定暴力団の主要団体でトップが交代する一方、大組織が小組織を吸収する寡占化傾向が一層顕著となるなど、暴力団を取り巻く情勢は大きく揺れ動いている。こうした中で、暴力団による競輪場等への出入りや「ノミ行為」等の資金源活動の活発化も危惧される。

これらの情勢を踏まえ、自衛警備関係者の危機管理、対処能力の向上等、自衛警備力の質的強化を図り、かつ関係機関、団体との連携を緊密に保ち、実効ある場内秩序の維持、推進を図る。また、予測し難い騒擾事案や大地震等の災害発生に備え、ファンの安全、安心の確保と事案の拡大防止等に迅速な対応がとれるよう、次の諸施策を推進する。

1 自衛警備力の強化

(1) 警備対策委員会の開催

競輪場等における暴追対策及び犯罪並びに不正の防止、災害等発生時の対応等に関する基本方針を審議し、または調整するなどして秩序維持を図る。

(2) 自衛警備体制等の実態調査

競輪場等における自衛警備活動及び警備資機材等の整備状況並びに暴力団等の追放対策の推進実態を明らかにし、自衛警備体制の強化に資する。

(3) 警備担当者研修会の開催

新任警備担当者等に対する研修会を開催し、自衛警備の重要性、排除活動の法的根拠、情報収集等について研修、警備担当者としての知識の習得と技術の向上を図る

(4) 自衛警備計画策定・運用検討会の開催

「自衛警備計画書」の見直し、検討を行う。

(5) 事故防止訓練等の実施

競輪開催に伴う各種事故を想定した模擬・図上訓練を実施し、有事に際しての被害の最小限化と拡大阻止、早期沈静化等を検討する。

2 暴力団・ノミ屋等追放対策の推進

(1) 追放対策中央推進会議の開催

関係省庁の指導を得て、年間の追放対策等を審議決定する。

(2) 追放対策地区推進会議の開催

地区単位で情報交換、排除要領等の研修を実施し、実効ある追放対策を推進する。

(3) 暴追対策合同情報交換会議の開催

公営競技場間で連携した追放対策を推進するため、全国モーターボート競走施行者協議

会及び全国小型自動車競走施行者協議会合同により開催、情報の共有化等を図る。

(4) 情報連絡センター活動の促進

追放対策に関する情報等の収集整理、活用を促進する。

3 関係省庁、公営競技団体との連携

警察庁をはじめとする関係省庁との連絡を緊密に行うとともに、各公営競技団体との連携を強化し、自衛警備力の強化と整合性・実効性のある追放対策を推進する。

4 秩序維持対策の推進

特別競輪等の開催にあたり、担当者を派遣するなどし秩序維持関連情報の収集等、諸対策の推進に協力する。